

高浜中学校いじめ防止基本方針

高浜市立高浜中学校

1 いじめ防止の基本的な考え方

- ・いじめは、どの子にも、本校においても起こり得るという認識に立って、未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。
- ・生徒の生命や身体に重大な危険が生じる恐れ（暴力、恐喝、強要等）のある場合、関係諸機関（市教委、警察署、児童相談センター）と速やかな連携を取り解決を図る。
- ・いじめを発見したり、相談を受けたりした場合、教職員は抱え込まない。速やかに報告する。

2 いじめの定義

- ・「児童生徒等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係のある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」

3 いじめ防止に向けた主な取組

(1) 未然防止のための取組

- ① 学習規律の確立
 - ・規律のある学校では、「いじめ」は起きにくい。そこで、全教科、全職員が学校教育のあらゆる場面で生徒に「学習のきまり」を身に付けさせる指導を行い、生徒が安心して学べる学習環境・生活環境をつくる。
- ② 心を育てる指導の充実
 - ・学級が生徒たちにとって、かけがえのない居場所となるよう、学級目標を核にした学級づくりを行う。
 - ・道徳教育を充実させ、人権週間等の機会を生かして「心」の育成を計画的に取り組む。
- ③ いじめ防止に向けた研修、講演会の実施
 - ・1年生対象に「ケータイ安全教室」を実施し、携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの対処方法を学び、犯罪やコミュニティーサイトの危険性を学習する機会をもつ。
 - ・懇談会を通して、保護者、生徒に携帯電話やスマートフォンの管理の必要性について啓発する。
 - ・関係機関（全国 web カウンセリング協議会）から講師を招き、入学説明会にて新入生とその保護者全員を対象に「ネットトラブルとその予防法」について講演会を実施する。
 - ・いじめアンケートを行う前に、いじめ防止にむけた教員研修を行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応のための取組

- ① 早期発見の取組
 - ・日常の生徒観察、学充ノートへの記述や定期相談活動を通して、いじめの早期発見をする。
 - ・年間2回（6月、11月実施）生活アンケートを生徒、保護者を対象に実施し、早期発見に努め、記述については生徒指導主事、管理職にも報告し、全職員で情報共有する。
 - ・生活アンケートを基に、担任と全生徒が教育相談として面談をする。

②早期対応の取組

- ・生徒観察、学充ノート、生活アンケートにより発見した事案は、速やかに情報を収集し、保護者とも積極的に情報交換しながら速やかに対応する。
- ・緊急性、重大性のある事案については、いじめ不登校対策委員会を招集し協議・対応する。

4 いじめに対する措置

(1) 措置の流れ

①正確な実態把握

- ・当事者や保護者の聞き取り、周辺生徒の聞き取りを実施し、正確で迅速な全体像の把握に取り組む。

②指導方針、指導体制の決定

- ・いじめを受けている生徒の安全を確保する。
- ・指導方針、指導体制について、関係職員が協議し、被害生徒の保護者に知らせる。

③生徒への指導と支援並びに保護者との連携

- ・いじめをしている生徒へ指導し、その保護者には事実の経過や指導経過の説明と今後の家庭での指導・支援を依頼する。
- ・指導結果を被害生徒の保護者へ報告・連絡する。
- ・いじめが解消したと見られる場合も、生徒観察と必要な指導・支援を継続的に行う。

④その他

- ・生徒の安全確保のため、必要に応じて教職員の巡視体制を整備する。
- ・教師による指導成果が得られない事案や暴行や恐喝等の犯罪に当たる事案については、高浜市教育委員会の指導を受けるとともに、碧南警察署生活安全課少年係、刈谷児童相談センター等の外部機関と連携し、対応する。
- ・スクールカウンセラー、スーパーバイザーの派遣等、高浜市教育委員会と連携し、対応する。

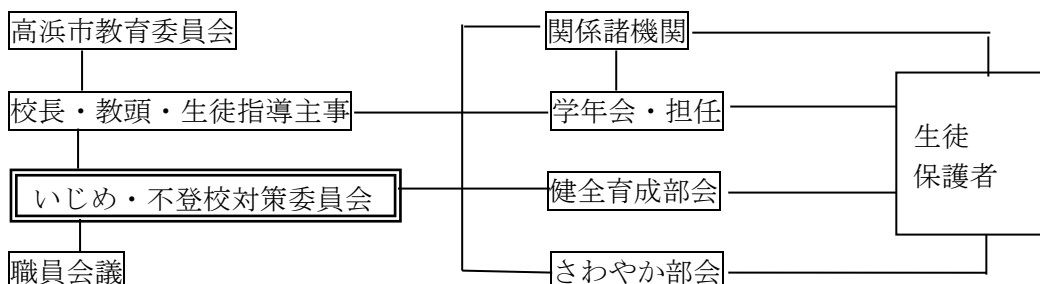
5 いじめ防止対策の校内組織

(1) いじめ・不登校対策委員会

構成 校長、教頭、主幹教諭、教務、校務、生徒指導主事、保健主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、該当生徒担任、スクールカウンセラー

定期的に開催し、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認を行う他、以下の役割を担う。

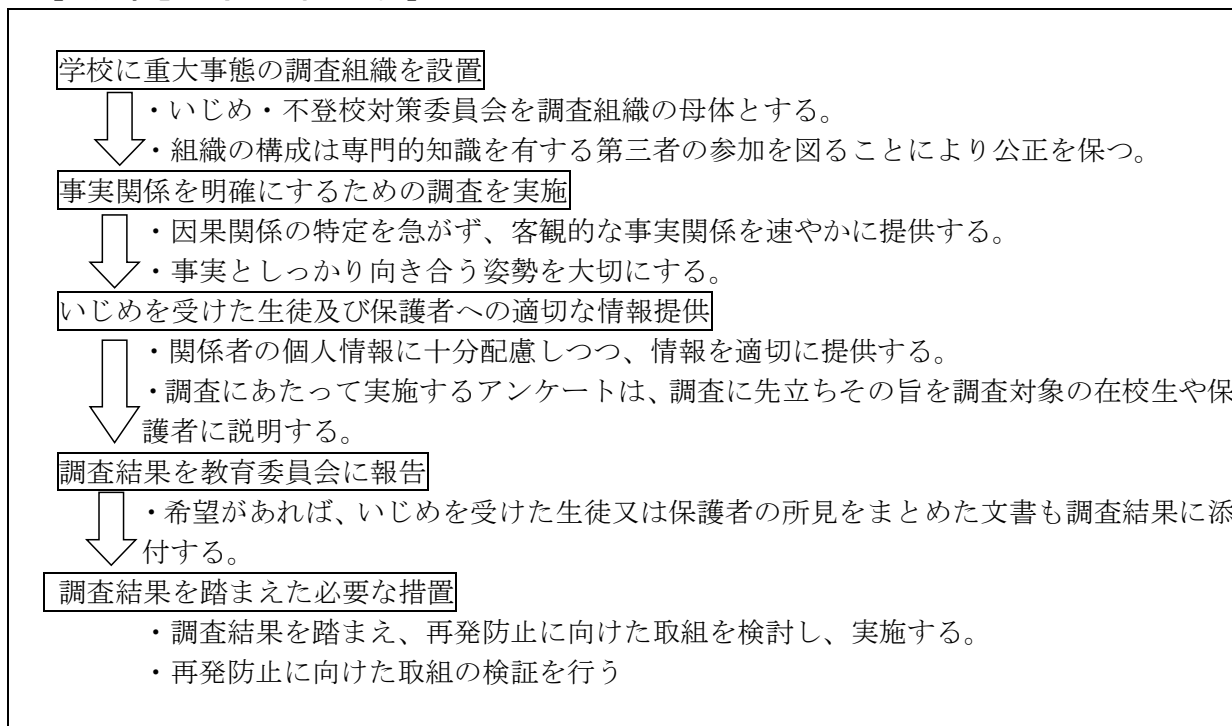
- ① いじめに対する指導方針、指導体制の検討と措置
- ② 教職員への共通理解と研修計画の立案
- ③ 生徒、保護者、地域に対する情報発信と啓発



6 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

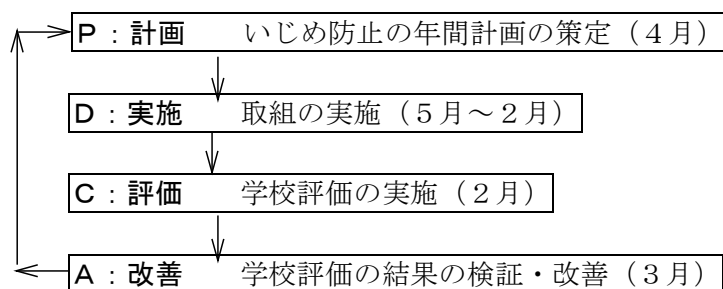
【重大事態の対応フォロー図】



- (2) 学校だけで解決できない事案に対しては、教育委員会に要請し「高浜市いじめ問題対策連絡協議会」にかける。
- ・重大事態の報告
 - ・事実関係を明確にするための調査の実施
 - ・調査結果の提供及び報告

7 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止の基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組になるよう、努める。



- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回(1月)実施し、いじめ・不登校対策委員会ではじめに関する取組の検証を行う。

8 年間指導計画

	いじめ・不登校 対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域 との連携
4 月	○学校いじめ基本方針の 確認	○相談室やＳＣについて 生徒、保護者への周知 ○学級づくり ○保健指導	○いじめ相談窓口の生徒、 保護者への周知 ○身体測定	○家庭訪問 ○授業参観 ○ＰＴＡ総会
5 月		○オリエンテーション合 宿（１年）		○学校関係者評価委員会
6 月		○修学旅行（３年） ○マナー講座（２年） ○職場体験（２年）	○生活アンケート ○教育相談	○市民一斉清掃 ○資源回収 ○校内見守りたい
7 月		○碧南高浜地区予選会		○三者懇談
8 月		○中学生海外派遣（３年） ○学校保健委員会		
9 月		○体育大会 ○薬物乱用防止教室 （３年）		
10 月		○上級学校訪問（２年）		○校内見守りたい
11 月		○合唱コンクール ○高中祭 ○職業セミナー（１年）	○生活アンケート ○教育相談	○資源回収
12 月		○人権週間		○三者懇談
1 月	○教職員への学校評価 アンケート		○生徒への学校評価アン ケート	○保護者への学校評価ア ンケート ○三者懇談（３年）
2 月	○学校評価により検証 し、「学校いじめ基本 方針」を見直す	○スキー合宿（２年）		○入学説明会 ○学校関係者評価委員会
3 月			○教育相談	
通 年	○校内のいじめに関する 情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳、体験活動の充実 ○心うごかす授業の充実	○健康観察の実施 ○ＳＣによる面談 ○生活の様子の観察 ○学充ノートの活用	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。